職員配置

育成室の職員の人数及び勤務時間について

• 常勤正規職員

育成室の専任の常勤正規職員の配置は、原則プロポーザル提案時の内容とおり行うこと。なお、区との協議の上、これと異なる配置を行う場合においても、主任放課後児童支援員1人以上及び放課後児童支援員1人以上の最低2人以上とし、原則週38時間45分勤務とすること。

ただし、学校の長期休業日(夏季、冬季及び春季)や学校休業日(開校記念日や振替休日等)における育成室開室日は、開室時間が異なるので、必要に応じ追加の人員配置を行い、適宜ローテーション勤務を行うとともに、保育時間中は最低でも1人以上が勤務すること。

・定数増対策の非常勤職員

育成室定員が40人を超えた際に配置する非常勤職員は、原則週27時間30分勤務とする。配置人数や経費等については別途協議するものとする。

・児童保育補助の非常勤職員

定数増のほか運営上区が必要と認める場合に配置する常勤職員の業務補助及び児童の保育補助のための非常勤職員については、原則週27時間30分勤務とする。配置の有無や経費等については別途協議するものとする。

要配慮児保育補助の非常勤職員

心身に特別な配慮を要する児童1人につき非常勤職員を1人配置し、原 則週28時間30分勤務とする(子どもの登室状況等により変更する場合 がある。)。配置人数や経費等については別途協議するものとする。